

令和 3 年 6 月 15 日

令和 3 年網走市議会第 2 回定例会 議案

令和3年網走市議会第2回定例会 議案

番号	議案番号	件名
1	議案第1号	令和3年度網走市一般会計補正予算
2	議案第2号	報酬職員給与条例の一部を改正する条例制定について
3	議案第3号	網走市手数料条例の一部を改正する条例制定について
4	議案第4号	網走市税条例の一部を改正する条例制定について
5	議案第5号	鉄南本通線落石防止対策工事（繰越）請負契約の締結について
6	議案第6号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

議案第 1 号

令和 3 年度網走市一般会計補正予算

令和 3 年度網走市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 416,846 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 24,904,958 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

- 第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 3 年 6 月 15 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12.地方交付税		6,511,080	23,342	6,534,422
	1.地方交付税	6,511,080	23,342	6,534,422
16.国庫支出金		2,962,946	52,847	3,015,793
	2.国庫補助金	795,105	52,847	847,952
17.道支出金		1,366,076	220,798	1,586,874
	2.道補助金	412,838	220,798	633,636
20.繰入金		1,173,515	36,309	1,209,824
	1.基金繰入金	1,148,605	36,309	1,184,914
22.諸収入		1,207,238	6,450	1,213,688
	4.雑収入	252,718	6,450	259,168
23.市債		2,776,900	77,100	2,854,000
	1.市債	2,776,900	77,100	2,854,000
歳入合計		24,488,112	416,846	24,904,958

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		2,643,096	18,754	2,661,850
	1. 総務管理費	2,340,346	18,754	2,359,100
3. 民生費		6,928,561	58,090	6,986,651
	1. 社会福祉費	3,427,702	3,500	3,431,202
	2. 児童福祉費	2,234,986	54,590	2,289,576
4. 衛生費		1,831,412	17,080	1,848,492
	1. 保健衛生費	1,114,264	17,080	1,131,344
6. 農林水産業費		1,116,719	213,697	1,330,416
	1. 農業費	909,817	213,697	1,123,514
8. 土木費		2,898,287	87,100	2,985,387
	1. 道路橋梁河川費	1,519,368	87,100	1,606,468
10. 教育費		2,064,960	22,125	2,087,085
	1. 教育総務費	330,990	12,500	343,490
	5. 保健体育費	663,414	9,625	673,039
歳出合計		24,488,112	416,846	24,904,958

第2表 地方債補正
(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後	
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法 利率 償還の方法
総務管理事業債	千円 121,200	証書借入又は証券発行	10.0%	40年以内(内据置25年以内)の元金均等又は元金均等償還。	千円 121,200	補正前に同じ
児童福祉事業債	140,000	(借入先)	(ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。	150,600	
保健衛生事業債	364,900	財政融資資金			364,900	
環境衛生事業債	2,800	地方公共団体			2,800	
農業債	113,000	金融機構			113,000	
林業債	17,000	北海道			17,000	
道路橋梁事業債	369,600	都市職員 共済組合			436,100	
港湾事業債	85,500	地方職員 共済組合			85,500	
河川整備事業債	200,000	北海道市町村 振興協会			200,000	
公営住宅事業債	98,600	北海道市町村 備荒資金組合			98,600	
公園整備事業債	29,700	北海道市町村			29,700	
学校教育事業債	62,100	その他			62,100	
社会教育事業債	142,500	銀行等引受資金			142,500	
臨時財政対策債	720,000				720,000	
退職手当債	150,000				150,000	
借換債	100,000				100,000	
特別減収対策債	60,000				60,000	
計	2,776,900				2,854,000	

※今回補正は太字で表示。

議案第2号

報酬職員給与条例の一部を改正する条例制定について

報酬職員給与条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和3年6月15日提出

網走市長 水谷 洋 一

報酬職員給与条例の一部を改正する条例

報酬職員給与条例（昭和22年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第13項」を「第14項」に改める。

別表（第1条、第3条、第4条関係）中13の項を14の項とし、12の項を13の項とし、11の項の次に次のように加える。

12	デジタル化推進参与	〃	50,000
----	-----------	---	--------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 3 号

網走市手数料条例の一部を改正する条例制定について

網走市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 3 年 6 月 15 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

網走市手数料条例の一部を改正する条例

網走市手数料条例（平成 12 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 14(第 2 条関係)その他市長の行う事務についての手数料の表 交付手数料の部中個人番号カードの再交付の項を削る。

附 則

この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

議案第 4 号

網走市税条例の一部を改正する条例制定について

網走市税条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 3 年 6 月 15 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

網走市税条例の一部を改正する条例

網走市税条例(平成 15 年条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 24 条第 2 項中「及び扶養親族」の次に「(年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

第 34 条の 7 第 1 項第 1 号イ及びウ中「寄附金(」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号エ中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同号オ及びカ中「寄附金(」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号キ中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同号ク中「寄附金(」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号コ中「もの」の次に「、出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。

第 36 条の 3 の 3 第 1 項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢 16 歳未満の者に限る」に改める。

附則第 5 条第 1 項中「及び扶養親族」の次に「(年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

附則第 6 条中「令和 4 年度」を「令和 9 年度」に改める。

附則第 10 条の 2 第 25 項中「同意導入促進基本計画」の次に「(中小企業等経営強化法(平成 11 年法律第 18 号)第 50 条第 2 項に規定する同意導入促進基本計画をいう。)」を加え、「同条」を「法附則第 64 条」に、「家屋及び構築物」を「特例対象資産」に改め、同項を同条第 26 項とし、同条第 24 項を同条第 25 項とし、同条第 23 項の次に次の 1 項を加える。

24 法附則第 15 条第 46 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 1 とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 網走市税条例第34条の7第1項第1号の改正規定及び同条例附則第6条の改正規定並びに次条第1項の規定 令和4年1月1日
- (2) 網走市税条例第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに同条例附則第5条第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 令和6年1月1日
- (3) 網走市税条例附則第10条の2第25項の改正規定（同項を同条第26項とする部分を除く。）並びに附則第3条第2項及び第3項の規定 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第 号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日
- (4) 網走市税条例附則第10条の2第23項の次に1項を加える改正規定（第24項に係る部分に限る。） 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の網走市税条例（以下「新条例」という。）第34条の7第1項第1号の規定は、所得割の納税義務者がこの条例の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に支出する同号に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に支出した第1条の規定による改正前の網走市税条例第34条の7第1項第1号に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号。次項において「改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する家屋及び構築物（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第10条の2第26項の規定は、令和3年4月1日以後に改正法第1条の規定による改正後の地方税法附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が当該特例対象資産のうち、機械及び装置、工具、器具及び備品並びに同条に規定する建物附属設備にあつては生産性向上

特別措置法の施行の日以後、家屋及び構築物にあつては地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第26号)の施行の日以後に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、令和3年4月1日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日(当該施行の日が1月1日である場合には、同日)を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。この場合において、令和3年4月1日から同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得をした特例対象資産に対する新条例附則第10条の2第26項の規定の適用については、同項中「中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第50条第2項」とあるのは、「生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)第38条第2項」とする。

議案第5号

鉄南本通線落石防止対策工事（繰越）請負契約の締結について

鉄南本通線落石防止対策工事（繰越）に関し、次のとおり請負契約を締結する。

令和3年6月15日提出

網走市長 水谷 洋 一

記

- 1 契約の目的 鉄南本通線落石防止対策工事（繰越）
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約の金額 149,270,000円
- 4 契約の相手方 南・窪田 特定建設工事共同企業体
代表者 網走市緑町2番12号
南建設株式会社
代表取締役社長 松木 俊広

議案第 6 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項の規定に基づき、能平、嘉越、浦士別、栄清、中和東、山里、稲富、丸実及び音根内辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和 3 年 6 月 15 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

総合整備計画書 (案)

北海道 網走市 能平辺地
(辺地の人口 292人、面積 48.2km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町村又は字の名称
網走市字能取、字平和
- (2) 地域の中心の位置
網走市字能取244番地70
- (3) 辺地度数
136点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- ・ 保 育 所 ～ 老朽化の著しい西部地区の保育所2園について、適切な保育集団規模の維持と通年保育の実施など保育環境の改善を図るため、新たな統合保育所への建て替えを行う。
- ・ 通学バス・ポート ～ 当該辺地及び近隣辺地に住み、西が丘小学校及び第五中学校に通学する児童生徒の通学手段確保のためにスクールバスを民間事業所から借上げしているが、22年を経過し老朽化が著しくエンジントラブル等も発生し民間事業所による車輛更新も難しいため、市で購入し安全に通学できる環境づくりを早急に進める必要がある。
- ・ 道 路 ～ 現在未舗装であるため、スクールバスや農業用車両の安全な通行に支障を及ぼしている。安全な通行を確保するため、郊外地域から整備要望が多い路線の舗装工事を行う。
能取環状線 : 舗装 延長500m
平和停車場線 : 舗装 延長100m
西能取南線 : 舗装 延長300m
- ・ 電気通信に関する施設 ～ 国の補正予算を活用し、市内全域の光回線整備率100%達成に向け、郊外地区に光回線を整備する。
それにより、農業農村地域の生活環境の改善や、ICTを活用したスマート農業への対応を可能とする。
- ・ 農 業 ～ 国が行った卯原内ダムの応急事業に係る地元負担金を繰上償還にて支払おうとするもの。
- ・ 住民の交通の便に供するための自動車 ～ 現在運行している患者送迎バスの老朽化が著しいため、新たな車両を整備する。
- ・ 教 職 員 住 宅 ～ 既存の公立小中学校教職員住宅の老朽化が著しいため、改修を行うもの。

3. 公共的施設の整備計画

平成30年度から 令和4年度までの 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
				特定財源	一般財源	
保 育 所 (西部地区統合へき地保育所整備事業)	網走市		238,700	15,700	223,000	223,000
通学バス・ポート (スクールバス整備事業)	網走市		25,000	3,680	21,320	21,300
道 路 (能取環状線 外2件)	網走市		61,000	0	61,000	61,000
電気通信に関する施設 (郊外地区光回線整備事業)	網走市		235,684	127,684	108,000	108,000
農 業 (国営土地改良事業(西網走地区)負担金)	網走市		26,106	0	26,106	16,300
住民の交通の便に供するための自動車 (患者送迎車整備事業)	網走市		(2,021)	(0)	(2,021)	(2,000)
教 職 員 住 宅 (教員住宅改修事業)	網走市		(11,600)	(0)	(11,600)	(11,600)
合計			(600,111) 586,490	(147,064) 147,064	(453,047) 439,426	(443,200) 429,600

総合整備計画書（案）

北海道 網走市 嘉越辺地
(辺地の人口 371人、面積 34.6km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町村又は字の名称
網走市字嘉多山、字越歳
- (2) 地域の中心の位置
網走市字嘉多山39番地2
- (3) 辺地地点数
135点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- ・ 道 路 ～ 現在未舗装であるため、スクールバスや農業用車両の安全な通行に支障を及ぼしている。安全な通行を確保するため、郊外地域から整備要望が多い路線の舗装工事を行う。
二見ヶ岡卯原内線（1,700m）のうち路盤1,110m、排水670m、舗装1,190mを整備する。
- ・ 保 育 所 ～ 老朽化の著しい西部地区の保育所2園について、適切な保育集団規模の維持と通年保育の実施など保育環境の改善を図るため、新たな統合保育所への建て替えを行う。
- ・ 通学バス・ポート ～ 当該辺地及び近隣辺地に住み、西が丘小学校及び第五中学校に通学する児童生徒の通学手段確保のためにスクールバス運用しているが、運用開始から16年経過し、エンジントラブルにより走行できなくなったため、市で更新し安全に通学できる環境づくりを早急に進める必要がある。
- ・ 電気通信に関する施設 ～ 国の補正予算を活用し、市内全域の光回線整備率100%達成に向け、郊外地区に光回線を整備する。
それにより、農業農村地域の生活環境の改善や、ICTを活用したスマート農業への対応を可能とする。
- ・ 農 業 ～ 国が行った卯原内ダムの応急事業に係る地元負担金を繰上償還にて支払おうとするもの。
- ・ 住民の交通の便に供するための自動車 ～ 現在運行している患者送迎バスの老朽化が著しいため、新たな車両を整備する。
- ・ 公民館その他の集会施設 ～ 老朽化した嘉多山地区研修センターの外壁及び窓枠の改修を行う。
- ・ 教職員住宅 ～ 既存の公立小中学校教職員住宅の老朽化が著しいため、改修を行うもの。

3. 公共的施設の整備計画

平成30年度から 令和4年度までの 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
道 路 (二見ヶ岡卯原内線)	網走市	(217,000)	(0)	(217,000)	(217,000)
保 育 所 (西部地区統合へき地保育所整備事業)	網走市	153,000	0	153,000	153,000
通学バス・ポート (スクールバス整備事業)	網走市	238,700	15,700	223,000	223,000
電気通信に関する施設 (郊外地区光回線整備事業)	網走市	11,480	0	11,480	11,400
農 業 (国営土地改良事業(西網走地区)負担金)	網走市	254,956	138,156	116,800	116,800
住民の交通の便に供するための自動車 (患者送迎車整備事業)	網走市	12,128	0	12,128	7,500
公民館その他の集会施設 (郊外集会施設改修事業)	網走市	(2,567)	(0)	(2,567)	(2,500)
教職員住宅 (教員住宅改修事業)	網走市	(13,700)	(0)	(13,700)	(13,700)
合計		(774,931)	(153,856)	(621,075)	(616,300)
		670,264	153,856	516,408	511,700

総合整備計画書 (案)

北海道 網走市 浦士別辺地
 (辺地の人口 189人、面積 11.7km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町村又は字の名称
網走市字浦士別
- (2) 地域の中心の位置
網走市字浦士別327番地7
- (3) 辺地度点数
204点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- ・ 道 路 ~ 現在未舗装であるため、スクールバスや農業用車両の安全な通行に支障を及ぼしている。安全な通行を確保するため、郊外地域から整備要望が多い路線の舗装工事を行う。
浦士別東16線:舗装 延長1,100m
- ・ 電気通信に関する施設 ~ 国の補正予算を活用し、市内全域の光回線整備率100%達成に向け、郊外地区に光回線を整備する。
それにより、農業農村地域の生活環境の改善や、ICTを活用したスマート農業への対応を可能とする。
- ・ 住民の交通の便に供するための自動車 ~ 現在運行している患者送迎バスの老朽化が著しいため、新たな車両を整備する。
- ・ 教職員住宅 ~ 既存の公立小中学校教職員住宅の老朽化が著しいため、改修を行うもの。

3. 公共的施設の整備計画

平成30年度から 令和4年度までの 5年間

(単位:千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源	一般財源	
道 路 (浦士別東16線)	網走市		92,000	0	92,000	92,000
電気通信に関する施設 (郊外地区光回線整備事業)	網走市		55,425	30,025	25,400	25,400
住民の交通の便に供 するための自動車 (患者送迎車整備事業)	網走市		(1,308)	(0)	(1,308)	(1,300)
教職員住宅 (教員住宅改修事業)	網走市		(6,000)	(0)	(6,000)	(6,000)
合計			(154,733) 147,425	(30,025) 30,025	(124,708) 117,400	(124,700) 117,400

総合整備計画書 (案)

北海道 網走市 栄清辺地
 (辺地の人口 109人、面積 21.4 km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町村又は字の名称
網走市字栄、字清浦
- (2) 地域の中心の位置
字栄82番地6
- (3) 辺地度点数
233点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- ・ 道 路 ～ 現在未舗装であるため、スクールバスや農業用車両の安全な通行に支障を及ぼしている。安全な通行を確保するため、郊外地域から整備要望が多い路線の舗装工事を行う。
浦士別実豊線(300m)の路盤・排水・舗装の整備をする。
- ・ 電気通信に関する施設 ～ 国の補正予算を活用し、市内全域の光回線整備率100%達成に向け、郊外地区に光回線を整備する。
それにより、農業農村地域の生活環境の改善や、ICTを活用したスマート農業への対応を可能とする。
- ・ 住民の交通の便に供するための自動車 ～ 現在運行している患者送迎バスの老朽化が著しいため、新たな車両を整備する。
- ・ 教職員住宅 ～ 既存の公立小中学校教職員住宅の老朽化が著しいため、改修を行うもの。

3. 公共的施設の整備計画

令和2年度から 令和6年度までの 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事業 債の予定額
				特定財源	一般財源	
道 路 (浦士別実豊線)	網走市		(55,000) 28,000	0	(55,000) 28,000	(55,000) 28,000
電気通信に関する施設 (郊外地区光回線整備事業)	網走市		104,595	56,682	47,913	47,900
住民の交通の便に供 するための自動車 (患者送迎車整備事業)	網走市		(754)	(0)	(754)	(700)
教職員住宅 (教員住宅改修事業)	網走市		(2,700)	(0)	(2,700)	(2,700)
合計			(163,049) 132,595	(56,682) 56,682	(106,367) 75,913	(106,300) 75,900

総合整備計画書 (案)

北海道 網走市 山里辺地
 (辺地の人口 99人、面積 8.37km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町村又は字の名称
網走市字山里
- (2) 地域の中心の位置
字山里104番地3
- (3) 辺地度点数
106点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- ・ 電気通信に関する施設 ～ 国の補正予算を活用し、市内全域の光回線整備率100%達成に向け、郊外地区に光回線を整備する。
それにより、農業農村地域の生活環境の改善や、ICTを活用したスマート農業への対応を可能とする。
- ・ 住民の交通の便に供するための自動車 ～ 現在運行している患者送迎バスの老朽化が著しいため、新たな車両を整備する。
- ・ 教職員住宅 ～ 既存の公立小中学校教職員住宅の老朽化が著しいため、改修を行うもの。

3. 公共的施設の整備計画

令和2年度から 令和6年度までの 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
				特定財源	一般財源	
電気通信に関する施設 (郊外地区光回線整備事業)	網走市		38,499	20,863	17,636	17,600
住民の交通の便に供するための自動車 (患者送迎車整備事業)	網走市		(685)	(0)	(685)	(600)
教職員住宅 (教員住宅改修事業)	網走市		(6,600)	(0)	(6,600)	(6,600)
合計			(45,784) 38,499	(20,863) 20,863	(24,921) 17,636	(24,800) 17,600

総合整備計画書 (案)

北海道 網走市 稲富辺地
 (辺地の人口 119人、面積 14.00km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町村又は字の名称
網走市字稲富
- (2) 地域の中心の位置
字稲富164番地1
125点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- ・ 電気通信に関する施設 ~ 国の補正予算を活用し、市内全域の光回線整備率100%達成に向け、郊外地区に光回線を整備する。
それにより、農業農村地域の生活環境の改善や、ICTを活用したスマート農業への対応を可能とする。
- ・ 住民の交通の便に供するための自動車 ~ 現在運行している患者送迎バスの老朽化が著しいため、新たな車両を整備する。
- ・ 教職員住宅 ~ 既存の公立小中学校教職員住宅の老朽化が著しいため、改修を行うもの。

3. 公共的施設の整備計画

令和2年度から 令和6年度までの 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
				特定財源	一般財源	
電気通信に関する施設 (郊外地区光回線整備事業)	網走市		64,394	34,894	29,500	29,500
住民の交通の便に供するための自動車 (患者送迎車整備事業)	網走市		(824)	(0)	(824)	(800)
教職員住宅 (教員住宅改修事業)	網走市		(3,200)	(0)	(3,200)	(3,200)
合計			(68,418) 64,394	(34,894) 34,894	(33,524) 29,500	(33,500) 29,500

総合整備計画書 (案)

北海道 網走市 丸実辺地
(辺地の人口 74人、面積 20.3 km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町村又は字の名称
網走市字丸万、実豊
- (2) 地域の中心の位置
網走市字丸万120番地
- (3) 辺地度数
189点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- ・ 電気通信に関する施設 ~ 国の補正予算を活用し、市内全域の光回線整備率100%達成に向け、郊外地区に光回線を整備する。
それにより、農業農村地域の生活環境の改善や、ICTを活用したスマート農業への対応を可能とする。
- ・ 住民の交通の便に供するための自動車 ~ 現在運行している患者送迎バスの老朽化が著しいため、新たな車両を整備する。
- ・ 教職員住宅 ~ 既存の公立小中学校教職員住宅の老朽化が著しいため、改修を行うもの。

3. 公共的施設の整備計画

令和2年度から 令和6年度までの 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源	一般財源	
電気通信に関する施設 (郊外地区光回線整備事業)	網走市		93,142	50,442	42,700	42,700
住民の交通の便に供するための自動車 (患者送迎車整備事業)	網走市		(512)	(0)	(512)	(500)
教職員住宅 (教員住宅改修事業)	網走市		(2,500)	(0)	(2,500)	(2,500)
合計			(96,154) 93,142	(50,442) 50,442	(45,712) 42,700	(45,700) 42,700

総合整備計画書 (案)

北海道 網走市 音根内辺地
 (辺地の人口 182人、面積 19.10km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町村又は字の名称
網走市字音根内
- (2) 地域の中心の位置
字音根内1番地1
- (3) 辺地度点数
180点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- ・ 電気通信に関する施設 ～ 国の補正予算を活用し、市内全域の光回線整備率100%達成に向け、郊外地区に光回線を整備する。
それにより、農業農村地域の生活環境の改善や、ICTを活用したスマート農業への対応を可能とする。
- ・ 住民の交通の便に供するための自動車 ～ 現在運行している患者送迎バスの老朽化が著しいため、新たな車両を整備する。
- ・ 教職員住宅 ～ 既存の公立小中学校教職員住宅の老朽化が著しいため、改修を行うもの。

3. 公共的施設の整備計画

令和2年度から 令和6年度までの 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
				特定財源	一般財源	
電気通信に関する施設 (郊外地区光回線整備事業)	網走市		87,852	47,608	40,244	40,200
住民の交通の便に供するための自動車 (患者送迎車整備事業)	網走市		(1,259)	(0)	(1,259)	(1,200)
教職員住宅 (教員住宅改修事業)	網走市		(6,500)	(0)	(6,500)	(6,500)
合計			(95,611) 87,852	(47,608) 47,608	(48,003) 40,244	(47,900) 40,200